

食安輸発0725第7号
平成24年7月25日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(イタリア産非加熱食肉製品)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号（最終改正：平成24年7月25日付け食安輸発0725第3号）によりお知らせしたところです。

このたび、モニタリング検査において、下記の製造者により製造されたイタリア産非加熱食肉製品からリステリア菌が検出されたことから、同通知の別表5を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

記

製造者名：GIUSEPPE CITTERIO SALUMIFICIO SPA
工場番号：IT D627X CE